

山梨県公報

号外第五十二号

平成二十四年

九月十日

月 曜 日

目 次

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則 …………… 一

山梨県農業改良資金貸付資格認定規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 …………… 一

規 則

山梨県規則第三十五号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「高等技術専門学校」を「山梨県立峡南高等技術専門学校」に、「以下」を「以下本則において」に、「就業支援センター」を「山梨県立就業支援センター」に改める。

別表第一都留高等技術専門学校の項を削り、同表峡南高等技術専門学校の項中「峡南高等技術専門学校」を「山梨県立峡南高等技術専門学校」に、「建築科」を「電気システム科」に改め、同表就業支援センターの項中「就業支援センター」を「山梨県立就業支援センター」に改める。

第六号様式中「**専門学校又はセンターの施設**」を、「**の施設**」に、「**申請します**」を「**申請します**」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(学科等)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の表生産技術科の項中「二十名」を「三十五名」に、「四十名」を「七十名」に改め、同表電子技術科の項中「三十名」を「四十五名」に、「六十名」を「九十名」に改め、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

専門課程の学科は、次の各号に掲げる位置の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 都留市 生産技術科及び電子技術科
- 二 甲州市 生産技術科、電子技術科、観光ビジネス科及び情報技術科

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県農業改良資金貸付資格認定規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業改良資金貸付資格認定規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(山梨県農業改良資金貸付資格認定規則の一部改正)

第一条 山梨県農業改良資金貸付資格認定規則(平成十四年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第二条 山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山梨県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。
第二条第一項第五号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番